

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 1 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市条例第 2 6 号

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例

(大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 1 条 大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 5 年大田市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

(大田市監査委員条例の一部改正)

第 2 条 大田市監査委員条例（平成 1 7 年大田市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(大田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 大田市水道事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年大田市条例第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(大田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 大田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大田市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

（大田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第5条 大田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年大田市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。